



PSE Newsletter

日毎、春の息吹が聴こえるような季節となりましたね。

確定申告も終わりましたが、来年の申告に向けて個人の節税策を今から準備されてはいかがでしょう。今回は、代表的な個人の節税策として『小規模企業共済』と『iDeCo』の2つの制度を紹介させていただきます。

制度の概要については、次の通りとなります。

【小規模企業共済】

制度の目的	法人の役員、又は個人事業主の退職金積立
加入資格	法人の役員、又は個人事業主
掛金及び上限	月額1,000円～70,000円(年額上限840,000円)
税制優遇措置	・掛金が全額所得控除 ・受取時も優遇措置あり
途中解約	可能(ただし、20年未満での任意解約は元本割れ)

【iDeCo】

制度の目的	年金積立及び資産運用
加入資格	60歳未満の厚生年金および国民年金加入者
掛金及び上限	月額5,000円～68,000円(年額上限816,000円)
税制優遇措置	・掛金が全額所得控除 ・運用益が全額非課税
途中解約	不可(原則60歳以降の払い戻し)

※どちらの制度でも共通する節税額の例です。



- 今から始めることで、今年の所得税及び住民税が大幅に節税できますので、お近くの金融機関窓口にて、お手続きされてはいかがでしょう。

小規模企業共済はこちら <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>
iDeCoはこちら <https://www.ideco-koushiki.jp/>